

政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける別当川総合開発事業 新内海ダム本体建設工事について、一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、次のとおり公告する。

平成21年7月10日

香川県知事 真鍋武紀

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 別当川総合開発事業 新内海ダム本体建設工事
- 2 工事の場所 香川県小豆郡小豆島町神懸通
- 3 工事の概要 ダム形式：重力式コンクリートダム（堤高：43.0m 堤頂長：423.0m）
基礎掘削工：113,500m³
基礎処理工：8,910m
堤体工：152,040m³
- 4 工期 県の指定する日から平成25年3月25日まで
- 5 予定価格 6,510,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 6 落札方式 施工体制確認型総合評価方式（技術提案型）
施工体制確認型とは、総合評価方式において加算点算出のために行う評価のほか、品質確保のための施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査及び評価を行う方式をいう。
- 7 入札手続 この工事は、資料の提出、入札等をかがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行うものである。ただし、電子入札システムにより難い者は、知事の承諾を得て紙入札方式によることができる。
- 8 この工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。（数値的判断基準適用無し。）

第2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は特定建設工事共同企業体であって、次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 特定建設工事共同企業体の要件
 - (1) 構成員の数は3者とし、任意かつ自主的に結成すること。
 - (2) 各構成員の出資比率は、20パーセント以上であること。
- 2 特定建設工事共同企業体の構成員の要件
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。)
 - (2) 香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第456号）による指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
 - (4) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、その決定の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査をいう。イにおいて同じ。）を受け、その結果の通知を受けたもの

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者で、再生手続開始の決定を受けた日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受け、その結果の通知を受けたもの

3 特定建設工事共同企業体の代表者の要件

(1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（審査基準日が、入札参加資格確認申請書の提出日前1年7月以内のもののうち、直近のもの）における土木一式工事の総合評定値が1,250点以上の者であること。

(2) 日本国（公団を含む。）又は日本国内の地方公共団体（以下「国等」という。）が発注した、堤高35メートル以上のコンクリートダム建設工事（平成6年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了したものに限り、砂防ダムを除く。）の元請業者（共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体の代表者に限る。）としての施工実績があること。

(3) 次に掲げる要件をすべて満たす技術者（入札参加資格確認申請書提出期限日において当該入札参加者と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置できること。

ア 国等が発注した、堤高35メートル以上のコンクリートダム建設工事（平成6年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了したものに限り、砂防ダムを除く。）の元請業者（共同企業体の構成員である場合を含む。）の監理技術者又は主任技術者としての施工経験（工期（工期の終期は工事完成年月日とする。）の2分の1以上従事し、かつ、土木一式工事に係るものに限る。）があること。

イ 建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（土木工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者で、1級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、ダム工事総括管理技術者（財団法人日本ダム協会が行うダム工事総括管理技術者認定試験に合格した者をいう。）の資格を有する者であること。

なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
- ・平成16年2月29日以前に監理技術者の講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けたものである場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

4 特定建設工事共同企業体の構成員①（代表者を除く。）の要件

(1) 3の(1)の総合評定値が950点以上の者であること。

(2) 国等が発注したコンクリート構造物工事（平成6年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了したものに限る。）の元請業者（共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体の代表者又は出資比率が20パーセント以上の経常建設共同企業体の構成員に限る。）としての施工実績があること。

(3) 1級土木施工管理技士の資格を有する技術者（入札参加資格確認申請書提出期限日において当該入札参加者と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができるこ

- 5 特定建設工事共同企業体の構成員②（代表者を除く。）の要件
- (1) 3の(1)の総合評定値が80点以上の者であること。
 - (2) 国等が発注したコンクリート構造物工事（平成6年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了したものに限る。）の元請業者（共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体の代表者又は出資比率が20パーセント以上の経営建設共同企業体の構成員に限る。）としての施工実績があること。
 - (3) 1級土木施工管理技士の資格を有する技術者（入札参加資格確認申請書提出期限日において当該入札参加者と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができるここと。

第3 入札参加資格の確認申請等

1 入札参加資格の確認申請

- (1) 入札参加希望者は、平成21年7月31日までに、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）並びに入札参加資格確認資料及び共同企業体協定書の写し（以下「確認資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、入札参加資格があると認められる者に限り入札参加の対象とする。
- (2) 申請書は、電子入札システムにより提出するものとし、その提出に当たっては、共同企業体の代表者が電子入札システムに登録した電子証明書を使用することとする。ただし、電子入札システムにより難い者は、知事の承諾を得て持参により(7)のウの場所へ提出することができるものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 確認資料は、持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 入札参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、平成21年8月7日までに、電子入札システムにより通知する。持参により提出した者については、書面により通知する。

(5) 確認資料に記載すべき事項

- ア 第2の3の(2)、第2の4の(2)及び第2の5の(2)に掲げる要件を満たすことを証明する工事の施工実績
- イ 第2の3の(3)、第2の4の(3)及び第2の5の(3)に掲げる要件を満たすことを証明する配置予定の技術者の資格及び工事の施工経験

(6) 電子入札システムによる申請書の受付期間

平成21年7月13日午前9時から同月31日午後4時までの電子入札システムの稼働時間中

- (7) 確認資料の受付（電子入札システムによらない申請書の受付を含む。）
 - ア 受付期間 平成21年7月13日から同月31日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。
 - イ 受付時間 午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
 - ウ 受付場所 香川県高松市番町4丁目1番10号 香川県土木部河川砂防課
電話番号 087-832-3536
- (8) 入札参加希望者は、確認資料の提出の際に、共同企業体の構成員から代表者に対し入札、見積り及び契約締結に関する権限等についての委任がなされている旨の委任状を提出するこ

と。

(9) その他

ア 申請書及び確認資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

2 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格が認められなかった者は、その理由について、知事に対して説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を平成21年8月14日までに、1の(7)のイの時間に1の(7)のウの場所へ持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。

(3) 説明を求めた者に対する回答は、平成21年8月21日までに、書面により行う。

第4 設計図書の交付等

1 入札公告、入札説明書等の掲載

(1) 掲載期間 平成21年7月10日から同年9月17日まで

(2) 掲載場所 かがわ電子入札システム 入札情報サービス
https://joho.cals.pref.kagawa.jp/PPI_P/

2 設計図書（設計書、図面及び仕様書）の交付

(1) 交付期間 平成21年8月7日から同年9月9日までとする。ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。

(2) 交付時間 午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(3) 交付場所 香川県高松市多肥上町1251-1（香川県高松土木事務所内）
財団法人香川県建設技術センター 電話番号087-888-6630

(4) 交付申込 入札参加希望者は、設計図書複写申込書により、交付を希望する部数を記入の上、入札参加資格確認資料とともに、提出すること。

(5) 交付方法 設計図書の交付に当たっては、実費を徴収する。入札参加資格を認められた者は、必ず交付期間内に、設計図書の交付を受けること。

(6) 設計図書等について質問がある場合は、質問事項を記載した書面を次のとおり提出すること。なお、書面は持参又は郵便等による送付により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

ア 提出期間 平成21年8月10日から同月21日まで。（郵便等により提出する場合は、同日までに必着のこと。）ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。

イ 提出の時間 第3の1の(7)のイの時間

ウ 提出の場所 第3の1の(7)のウの場所

(7) (6)の質問に対する回答を記載した書面を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 平成21年8月26日から同年9月9日まで。ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。

イ 閲覧の時間 第3の1の(7)のイの時間

ウ 閲覧の場所 第3の1の(7)のウの場所

第5 入札及び開札等

1 入札書の提出方法

- (1) 電子入札システムにより提出すること。なお、入札書提出に当たっては、共同企業体の代表者が電子入札システムに登録した電子証明書を使用すること。
- (2) 紙入札によることについて知事の承諾を得た者は、平成21年9月7日午前9時から同月9日午後4時までの間に第3の1の(7)のウの場所に持参又は書留郵便により提出すること。
ただし、再度の入札は認めないものとする。

2 入札期間 平成21年9月7日午前9時から同月9日午後4時までの電子入札システムの稼働時間中

3 開札の日時 平成21年9月10日午前10時

4 開札の場所 第3の1の(7)のウの場所

第6 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第7 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札保証金の納付は、免除する。
- 2 契約保証金 請負代金額の100分の10以上の納付を要する。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第8 工事費内訳書の提出

1 提出方法

- (1) 入札者は、入札に際し、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書の電子ファイルを入札書に添付して提出するものとする。ただし、知事の承諾を得た場合に限り、工事費内訳書を持参により提出することができる。この場合は、平成21年9月7日午前9時から同月9日午後4時までの間に第3の1の(7)のウの場所に持参すること。

- (2) 紙入札によることについて知事の承諾を得た者は、入札書と併せて工事費内訳書を提出すること。（郵便による入札の場合は、封かんした入札書と同封して送付すること。）

2 入札書の金額と工事費内訳書の金額が一致しない場合は、当該入札は失格とする。工事費内訳書を提出しない場合、工事費内訳書の記載内容に不備があって必要事項を確認しがたい場合等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は無効とする。

3 工事費内訳書の項目は、交付した設計図書のうち設計内訳書及び一式当り内訳書と同様のものとし、記載内容は少なくとも数量、金額等を明らかにすること。

4 提出された工事費内訳書は、返却しない。

第9 入札の無効等

- 1 申請書等を期限までに提出しない者、入札参加資格がないと認められた者又は入札参加資格の確認を受けた者であっても入札までの間において第2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなつた者は、入札に参加することができない。
- 2 入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行つた者の入札及び入札説明書等において示した入札に関する要件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消す。
- 3 入札回数は1回とし、第1の5の金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を超える入札は失格とする。

第10 総合評価に関する事項

1 技術提案の評価

(1) 技術提案書の提出

ア 入札者は入札に際し、技術提案書を入札書に添付して、電子入札システムにより提出するものとする。ただし、知事の承諾を得た場合に限り、技術提案書を持参により提出することができる。この場合は、平成21年9月7日午前9時から同月9日午後4時までの間に第3の1の(7)のウの場所に持参すること。

イ 紙入札によることについて知事の承諾を得た者は、入札書と併せて技術提案書を提出すること。（郵便による入札の場合は、封かんした入札書と同封して送付すること。）

(2) 入札者が技術提案書を提出しない場合、記名のない場合又は記載内容に不備があつて必要事項を確認し難い場合その他その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、落札者となることができない。

(3) 本工事の技術提案に関する評価項目、評価基準、得点配分等は以下のとおりとする。

【技術提案評価項目】

①工事目的物の品質確保に向けた施工方法等に関する事項（140点）

| 評価細目 | 評価基準 | 配点 | 得点 |
|----------------------|-----------------------------------|----|------|
| 1-1. 基礎岩盤の風化防止 | 基礎岩盤の風化を防止するための有効な提案がある。 | 20 | ／20点 |
| | | 10 | |
| | | 0 | |
| 1-2. 堤体コンクリート骨材の品質確保 | 一定品質の骨材を、不足することなく確保するための有効な提案がある。 | 20 | ／20点 |
| | | 10 | |
| | | 0 | |
| 1-3. マスコンクリート対策 | 温度応力によるひび割れを防止するための有効な提案がある。 | 20 | ／20点 |
| | | 10 | |
| | | 0 | |
| 1-4. 暑中コンクリート対策 | 暑中コンクリート対策の有効な提案がある。 | 20 | ／20点 |
| | | 10 | |
| | | 0 | |

| | | | |
|----------------------|---|----|------|
| 1-5. 寒中コンクリート対策 | 寒中コンクリート対策の有効な提案がある。 | 20 | ／20点 |
| | | 10 | |
| | | 0 | |
| 1-6. 堤体コンクリート水平打継面処理 | 先行打設面にコンクリートを打ち継ぐ際に、先行打設部と密着させるための有効な提案がある。 | 20 | ／20点 |
| | | 10 | |
| | | 0 | |
| 1-7. 造成アバットメントの品質確保 | 高品質の造成アバットメントを確実に施工するための有効な提案がある。 | 20 | ／20点 |
| | | 10 | |
| | | 0 | |

②環境・交通安全、社会的要請に関する事項（160点）

| 評価細目 | 評価基準 | 配点 | 得点 |
|------------------------------------|--|----|------|
| 2-1. 基礎掘削時の騒音・振動の低減 | 基礎掘削時の騒音・振動を低減するための有効な提案がある。 | 15 | ／15点 |
| | | 8 | |
| | | 0 | |
| 2-2. 骨材運搬時の騒音・振動、粉塵の低減 | 骨材運搬時の騒音・振動、粉塵を低減するための有効な提案がある。 | 15 | ／15点 |
| | | 8 | |
| | | 0 | |
| 2-3. 下流域の水質汚濁の防止 | 下流域の水質汚濁を防止するための有効な提案がある。 | 15 | ／15点 |
| | | 8 | |
| | | 0 | |
| 2-4. 周辺の交通安全対策 | 周辺の一般交通、歩行者に対する安全確保のための有効な提案がある。 | 15 | ／15点 |
| | | 8 | |
| | | 0 | |
| 2-5. 施工期間の短縮 | 施工期間を短縮するための有効な提案がある。 | 15 | ／15点 |
| | | 8 | |
| | | 0 | |
| 2-6. 景観への配慮及び工事の周知・広報 | 「内海ダム景観検討委員会検討事項」に基づく有効な提案があり、かつ工事の周知・広報について、有効な提案がある。 | 15 | ／15点 |
| | どちらか一方について、有効な提案がある。 | 8 | |
| | 記述が無いまたは評価できない。 | 0 | |
| 2-7. リサイクル | リサイクル材、現場発生材の使用について、有効な提案が2項目以上ある。 | 10 | ／10点 |
| | リサイクル材、現場発生材の使用について、有効な提案が1項目ある。 | 5 | |
| | 記述が無いまたは評価できない。 | 0 | |
| 2-8. 工事期間中の現場における地球温暖化防止対策(CO2削減等) | 地球温暖化防止対策(CO2削減等)について、有効な提案が2項目以上ある。 | 10 | ／10点 |
| | 地球温暖化防止対策(CO2削減等)について、有効な提案が1項目ある。 | 5 | |
| | 記述が無いまたは評価できない。 | 0 | |

| | | | |
|--------------------|---|----|------|
| 2-9. 県産品の利用 促進 | 県産品の利用について、有効な提案が2項目以上ある。 | 10 | ／10点 |
| | 県産品の利用について、有効な提案が1項目ある。 | 5 | |
| | 記述が無いまたは評価できない。 | 0 | |
| 2-10. 災害時の体制の整備 | 災害時の地元自治体への協力について、有効な提案が2項目以上ある。 | 20 | ／20点 |
| | 災害時の地元自治体への協力について、有効な提案が1項目ある。 | 10 | |
| | 記述が無いまたは評価できない。 | 0 | |
| 2-11. 技術力向上などの地元貢献 | 工事を通じて、地域への技術継承や技術力向上の貢献について、有効な提案が2項目以上ある。 | 20 | ／20点 |
| | 工事を通じて、地域への技術継承や技術力向上の貢献について、有効な提案が1項目ある。 | 10 | |
| | 記述が無いまたは評価できない。 | 0 | |

2 施工体制の評価

- (1) 低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「低入札者」という。）については、入札説明書に定めるところの調査書類及び添付書類の提出並びに事情聴取を実施する。調査書類等については、平成21年9月17日午後4時までに、第3の1の(7)のウの場所へ持参して提出すること。
- (2) 低入札者については、平成21年9月17日午後4時までに事情聴取の日時等を通知する。
- (3) 提出された調査書類等及び事情聴取に基づき、次の評価項目について、評価を行う。
- ア 品質確保の実効性 工事の品質確保のための適切な体制がどの程度確保され、入札説明書等に記載された要求要件をどの程度確実に実現できると認められるか評価する。
- イ 施工体制確保の確実性 工事を確実に実施するための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制がどの程度確保され、入札説明書等に記載された要求要件をどの程度確実に実現できるか評価する。

【施工体制評価項目】

施工体制評価点（30点）＝①品質確保の実効性（15点）+②施工体制確保の確実性（15点）

| 評価項目 | 評価基準 | 評価 | 配点 |
|-----------|--|----|----|
| ①品質確保の実効性 | 工事の品質確保のための適切な体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合（すべての調査書類の評価が○である。） | 優 | 15 |
| | 工事の品質確保のための適切な体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合（調査書類の評価に×がない。） | 良 | 5 |
| | その他 (調査書類の評価に1～3個の×がある。) | 可 | 0 |
| | 工事の品質確保のための適切な体制が確保されず、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められない場合（調査書類の評価に4個以上の×がある。） | 不可 | 失格 |

| | | | |
|-------------|---|----|----|
| ②施工体制確保の確実性 | 工事を確実に実施するための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合 (すべての調査書類の評価が○である。) | 優 | 15 |
| | 工事を確実に実施するための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 (調査書類の評価に×がない。) | 良 | 5 |
| | その他 (調査書類の評価に1~3個の×がある。) | 可 | 0 |
| | 工事を確実に実施するための施工体制が確保されず、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められない場合 (調査書類の評価に4個以上の×がある。) | 不可 | 失格 |

○…採点の結果、十分に評価できる内容である。

○…採点の結果、概ね評価できる内容である。

×…採点の結果、評価できる内容とはいえない。

(4) 低入札者以外の入札参加者については、資料の提出等は求めず、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の評価は「優」として配点する。

(5) 事情聴取に応じない者、調査書類の全部又は一部を提出しない者等は失格とともに、香川県建設工事指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を講ずることがある。

3 総合評価の方法

評価方法については、除算方式を適用する。 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者に対し、次により算出される評価値をもって総合評価を行う。

評価値=技術評価点÷入札価格(単位:千万円)

$$= (\text{標準点} + \text{加算点} \times (\text{施工体制評価点} \div \text{施工体制評価点の満点}) + \text{施工体制評価点}) \div \text{入札価格} \text{ (単位:千万円)}$$

なお、評価値は小数点第4位(第5位を四捨五入する。)とする。

標準点: 100点

加算点: 1の(3)に定める評価によって与えられる得点を次により加算点に換算する。

なお、加算点は小数点第1位(第2位を四捨五入する。)とする。

$$\text{加算点} = (1\text{の}(3)\text{の得点の合計}) \div 300 \text{点} \times 30 \text{点}$$

4 評価内容の担保

請負者の責により落札者の決定に反映された技術提案書の履行がなされなかつた場合は、次とおり工事成績評定の減点及び違約金の徴収をするものとする。

(1) 工事成績評定の減点方法

$$\text{工事成績評定の減点値} = (A - B) \div A \times (\text{該当項目の加算点} \div \text{合計加算点}) \times 10 \text{点}$$

A: 入札時の技術提案の値 B: 施工後の実施に対する値

工事成績評定の減点値は小数点以下四捨五入した値とする。

(2) 違約金の徴収方法

次の式により求められる金額を違約金として請負代金額から減額する。

$$\text{違約金} = C - C \times \{ (D + E) \div (D + F) \} \quad (1 \text{ 円未満は切捨て})$$

C : 当初契約金額 D : 標準点=100点 E : 施工後の実施値における合計加算点

F : 当初入札時に記載した技術提案による合計加算点

なお、施工条件の変更、災害等、請負者の責に帰すことのできない事由により落札者の決定に反映された技術提案の履行に影響が生じた場合は、現場の状況により必要に応じ、その取扱いを協議して定めるものとする。

第11 落札者の決定方法

1 予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、第10の3の総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者を、香川県建設工事総合評価入札委員会へ意見聴取した上で、落札者とする。落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、入札価格の低い者を落札者とする。入札価格も同額である場合は、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

2 入札後、落札者の決定までの間において、入札者が第2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該入札者は落札者となることができない。

第12 契約の締結

- 1 当該入札に付する工事に係る請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、香川県議会による議決が必要である。
- 2 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が第2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

第13 苦情申立て

- 1 この入札手続に関して、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、香川県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）に対して苦情を申し立てることができる。ただし、入札参加資格の確認に係る苦情については、第3の2による理由の説明の後、平成21年8月31日までに、委員会に苦情を申し立てができる。
- 2 委員会は、入札参加資格の確認に係る苦情については、平成21年9月7日までに、その回答を行う。
- 3 当該苦情処理の関係上、手続の停止等を行う場合がある。

第14 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

第15 その他

- 1 入札参加者は、この公告のほか、入札説明書、香川県建設工事執行規則（昭和39年香川県規則第54号）、香川県工事請負契約約款（平成9年香川県告示第256号）、香川県電子入札運用基準等の内容を遵守しなければならない。
- 2 次に掲げる場合は、香川県建設工事指名停止等措置要領に基づき指名停止の措置の対象となることがある。
 - (1) 提出資料等に虚偽の記載をした場合
 - (2) 入札金額に誤謬があるとして、入札の無効を申し出た場合
 - (3) 落札者が契約を締結しない場合
 - (4) その他入札に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められる場合
- 3 落札者は、入札参加資格確認資料に記載した配置予定技術者から現場に配置する専任の監理（主任）技術者を選任すること。コリングス等により配置予定の監理（主任）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
- 4 現場に配置する監理（主任）技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な事情でやむを得ない理由があると認める場合及び以下に示す場合において工事の施工等に支障がないと認められるときを除き、変更を認めない。
 - (1) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
 - (2) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合
 - (3) ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

上記理由により配置技術者を変更する場合は、第2に掲げる技術者の要件を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

第16 問合せ先

香川県土木部河川砂防課 総務・管理グループ
郵便番号 760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号
電話番号 087-832-3536 FAX番号 087-806-0216

第17 Summary

- 1 Subject matter of the contract : Construction work of the New Uchinomi Dam
- 2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:00 P.M 31 July 2009
- 3 Time-limit for tender : 4:00 P.M 9 September 2009
- 4 Contact point for tender documentation : River and Sediment Control Division, Civil Engineering Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu City, Kagawa Prefecture, Japan 760-8570. TEL 087-832-3536